

川崎市町内会・自治会長永年勤続功労者表彰基準

- 1 この基準は、市内町内会・自治会等の会長として永年にわたり地域住民の福祉向上、住民自治の振興及び市政の発展に尽力し、功績顕著な者を表彰するための必要な事項を定める。
- 2 この基準で「町内会・自治会長」とは、地域住民の自治組織である町内会、自治会及びその他（親睦会等）の代表者をいう。
- 3 表彰の対象となる者は、通算して10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年、45年、50年以上にわたり、町内会・自治会長の職にあり、その功績が顕著な者とする。
- 4 在職年数については、表彰を行う年の3月31日現在で起算する。
- 5 表彰を行う年の3月31日現在で、町内会・自治会長の職を退任している者で、退任時に対象年数に達した者については、表彰の対象とする。
- 6 表彰は、表彰状を授与し、記念品を贈呈する。
- 7 表彰の対象となる者が、表彰日前に死亡したときは、告別式等の日又はその前日に遺族に対し、表彰状及び記念品を贈る。
- 8 この基準に定めのないことについては、その都度これを定める。

附 則

この基準は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、昭和55年6月12日から施行する。

附 則

この改正基準は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成15年7月14日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成27年10月7日から施行する。